

木下彰先生の逝去を悼む

菅野俊作

一、

昨年度の村研大会は、創立三十周年を記念して、再び発足の地仙台で開催された。大会は十月十六日、東北大学での綿谷、中野、竹内三氏の記念講演に続いて、会場を郊外の茂庭荘に移し、三十年間の回顧と展望を基調として、二日間に亘って報告と討論が行われた。共に記念の大会にふさわしく近来にない盛況であった。

ただこの大会に、創立以来の長老の先生方の姿をほとんど見かけることができなかつたのは淋しかつた。欠席の理由は各人さまざまだろうが、何人かは亡くなられており、この三十年という歳月の重みがしみじみと感ぜられた。周知のように、学際的な村研の創立に、経済学とりわけ農業経済学の分野から、代表委員の一人として参画され以来、その發展に盡力して來られた、木下彰先生もその一人で、今年の春なお浅い三月二十八日に、六十八歳の生涯を閉じ、鬼籍に入られたのであつた。

先生の生涯は、十五年戦争を挟んで、文字通り波瀾万丈の生涯であつたといえよう。この間の学門的ないし社会的な生き様の軌跡は、東北大學經濟学会『研究年報經濟學』(第八二、八三号、昭和四二年)や木下彰教授退官記念論文集『資本主義の農業問題』(日本評論社、昭四二年)に詳しいので、これを読み返しながら先生を偲び、追悼の意を表したい。

二、

先生は明治三六年六月、和歌山県伊都郡かつらぎ町の名家に生まれ、粉河中学から和歌山高商を経て、大正十五年に東北帝國大學法文學部に入学、昭和四年に卒業と同時に大學に残られ、研究と教育の生活をスタートされた。以降同四二年の定年退官まで、經濟政策、農業經濟学の講座を担当された。この東北大學在職約四〇年間は文字通り波瀾万丈の時代であった。まず、卒業の年がいわゆる世界の大恐慌の開始で、続いて六年、九年は東北農村の大凶作で娘の身売りが続出した悲惨な時代である。そしてこれらを契機にファシズム体制が強行され、先生は前後三回通算六年間も兵役に服することを余儀なくされた。特に終戦間際の中國大陸での長沙作戦に参加され辛酸をなめ盡された。復員は出来たが家は占領軍に接収され、また食糧も飢餓状態が続いた。これらは充電期の研究者にとって是致命的な消耗であった。

さらに二五年には、占領軍の赤狩りに学生が反抗したイールズ事件が突発し、これに対するため、誰も受け手のない学生部長に選任され、この激職を五年間も続けられたが、さらに經濟学部長二期四年、第七期學術會議會長、などを歴任の上、四二年に定年退官されたが引き続き十年間長野經濟短期大學學長や長野中央學園理事長、さらには東北福祉大學教授を勤められたが、五五年に一切の公職を辞し、ライフワークの完成に努力されることになつた。その途中の五八年病を得て春浅き三月二八日に七八歳の生涯を閉じたのであつた。

先生はいわゆる旧帝國大學教授にふさわしい風貌と生活態度で、

その本領は、当然研究と教育の領域で發揮されました。また学界や産業振興など多方面にわたって活躍され、「実践する学者」として世評が高かった。学界では文部省人文科学委員、日本農業経済学会、土地制度史学会、社会経済史学会、日本都市学会、東北都市学会、東北農業経済学会などの役員や会長を勤められて、学会の発展に寄与された。

社会的には、戦前の東北農村の救貧振興委員、戦後は画期的な農地改革の県農地委員会会長代理（会長は知事）、農業会から農協への転換時は県農業復興会議々長、その後開発政策の展開と農業・農村の再編成期には県農政審議会議長、そして農業技術の各試験機関を統合した県農業センター初代所長、さらには三〇年間に亘った東北船員地方労働委員会会长として、遅れた船員行政の近代化に盡力され

といわれている。

軍役中も中国の広州の軍司令部にあって、旺盛な研究活動を続け、華南や東南アジアにおいては、高温多雨なアジア稻作農業と農村の原型をつきとめ、一篇の論考を公表した。復員直後は日本農業の大転換期であったが、ここでも先生は緊急課題毎の委員会で、常に陣の位置にあって、実践的に取り組み、この転換を方向づけていかれながら、当代横行の評論家的研究評や提言に墮することはなかった。これと併行して、たえず、これら緊急課題の理論的研究を進め、大別すれば、農地改革論一〇篇、農業革命関係論二四篇、林野問題論一五篇、そして地域開発論二〇篇、その他一九篇の多くの研究論考を公表している。いまこれらを詳細に紹介する余裕はないから、次に二つの業績について、簡単にふれておこう。

三、

もちろん、先生の真骨頂はやはり研究活動であった。著書は共著を含めて二七冊、研究論文は七〇篇の多きを数えている。これを年代順にみると、まず、リカルドを始め欧米の近代的農政思想史の研究から出発されたが、戦前のいわゆる封建論争を契機に、郷里和歌山県や静岡県の柑橘業を中心とした商業的農業の性格とその限界を克明に実証され、続いてこれとは対照的に、当時恐慌と凶作の下に沈滞しきっていた東北地方農業構造の後進性を解明した数多くの業績を挙げられた。これらを併せて戦後二四年に『日本農業構造論』（日本評論社）を出版されたが、これは精密な実証に基づくしかも先生の学風にふさわしい手堅いもので、この水準は未だに抜かれていない。

四、

一つは農地改革の国家買収価格の合憲性論を展開した裁判の鑑定書である。これは農地改革に対する地主の熾烈な抵抗運動が全国的に組織され、元司法大臣に弁護されて、国家買収価格の違憲訴訟が提起されたのに対し、立法時の収益と利子率から農地価格を算定し、その正当合憲性を論じたもので、以降全国各地の地主による違憲訴訟に援用されて地主的抵抗を排除し、農地改革の危機を救つた重要な理論的根拠となつたものである（農地改革記録委員会『農地改革頃末概要』所収）。

もう一つは、農地改革まで、名子・被官・門割等名称は異なれ、全国の山間僻地に残存していた、身分の主従關係と表裏した労働地の構造と崩壊過程を精細に実証した研究である。これは昭和初期

の大恐慌及び凶作によつて極限状態に陥つてゐた東北農山村の実態を明らかにすると共に、当時学界を二分したいわゆる「封建論争」の一環としての名子論争について、実証的研究をもつて間接的に応えようとしたものであった。この論争は、岩手県九戸郡大野村の大頭晴山家の名子制を紹介した新聞記事に基づいて、まず山田盛太郎教授がこれを「典型的な農奴制型」（『日本資本主義分析』昭九年、岩波書店、二二二～二四頁）と論断したのに端を発して、岡田宗司、土屋喬雄対小林良正、相川春喜氏等の間で広範な論争が展開されたが、このうち、土屋喬雄教授は「私見では晴山家の名子制は決して典型的なものではなく、半封建的なものだ。それは崩壊過程にある名子制だ。」と山田教授を論難した。しかし、この論争は決着をみないまま治安維持法によつて弾圧されてしまった。

先生はまずこの晴山家を含めて、旧南部領を中心とし、地頭・名子遺制のいわば総論的な研究に着手し、それ等が残存した地理的・歴史的・社会経済的背景とその現代的意義を解明（『日本農業における徭役の残存とその現代的意義』『社会政策時報』一八四、六、七号、昭和十一年）したのに続いて、各論的に岩手・宮城・秋田県の代表的な地頭・名子制度（あるいは類似の制度）の成立や変化の個別的・類型的研究を進め、その成果を精力的に公表していく。

戦後、農地改革の過程で、全国の特殊小作慣行と共に、名子制はどう改革されるかをめぐつて注目を集めた。先生も改革推進の実務の中枢にあって、名子遺制の研究を再開した。この端初となつたのが、奇しくも、前記の山田盛太郎教授が委員長で、『農地改革顧末概要』を編集した農地改革記録委員会から、それも、論争の対象となつた当の晴山家の名子制の構造と農地改革の過程についての実態

調査の依頼であつた。島田隆教授や私も参加したが調査は困難をきわめたのに加えて、報告書の作成も、先生が学生部長として例のイルズ事件の事後処理に忙殺されていた時期と重なり難渋した。ともあれ、その成果の一部が、木下彰・森嘉兵衛『名子制度と農地改革』（農政調査会、昭二六年）としてまとめられ、地頭・名子制度の本格的な実証研究が初めて公表されたわけである。要するに、幕末期の成立事情や明治以降の資本主義の侵透に対応した変化、とりわけ山田教授が「典型的農奴制」と規定した労働地代から、小作地では定率の刈分小作、定額の生産物地代そして貨幣地代へ、したがつて、地頭の自作地の労働力も、名子や山名子の解放闘争が展開したこともある、論争時点では純粹の賦役から、畜力大農具を結合した雇役か日雇に逐次変化しつつあったことが確認されたわけである。なお、これらの事情を踏まえて山田・土屋両教授の論争を直接論評したのが、拙稿『晴山家名子・山名子制の崩壊過程』（『菅野・安孫子講義』『國家独占資本主義下の日本農業』所収、一九七八年、農文協）であつた。

これを端緒に、身分的な主従関係を軸とした本来的、原型的な類型とこれを擬制して債務関係によつて再版された類型の名子制とに大別した上で、それぞれの代表的事例の再調査を実施し、それ等の農地改革を画期とする変化を追跡していく。こうして、戦前・戦後四〇年間に亘る成果を集成し、昭和五五年に『名子遺制の構造とその崩壊』（お茶の水書房）として世に問うたわけである。この著作は、猛暑をはさんで入退院を繰り返しながら、辛苦を重ねて完成したものだけに、行間に学者としての最後の鬼気を織りこんだものとなつた。私は、先生の実証研究の結晶として、後世の文字通り

洛陽の紙価を高める業績と深く信じていたが、果たせるかな、翌年には日本学士院賞が授与されることになった。

しかも、この著作を高く評価し、学士院賞に推せんしたのが、奇しくも山田盛太郎教授であったと聞いている。山田教授は昭和初期論争時の新聞報道に拠った自説が、克明な実態調査に基づく豊富な資料と統計によつて構築されたこの著作によつて、徹底的に批判されていることはわかつていた筈である。それにもかかわらず、敢えて推せんの労をとり、学界の共有財産として遺されようとしたその学門的良心には全く襟を正さざるを得ない。ただ惜しいかな、審査報告の作成途中で病を得て逝去された。完結した「第七回授賞審査要旨」(日本学士院、昭五六年六月)には「著者は何よりも、多数の研究文献の博覧、名子帳その他厖大な古記録の詳密な整理研究の丹念な実態調査による検証によつて、研究の周到を期してゐる。とりわけその点で精彩を放つてゐるのは晴山家に関する論述部分だと言えよう」(一五ページ)とある。そして、この晴山家の名子制をかつての論争時に「農奴制の典型」と規定したのとは全く異なり、ここでは、幕末時までも遡つて、その「自作地はかのニンカーリ経営さえ彷彿させるものがあった」(一四ページ)と述べ、この論争に自ら深よく決着をつけておられるのである。なお、この間の詳細な経緯と私の感想は、東北大學經濟學部同窓会々報「経和会」第一五号に書き留めておいた。

それはともかく、いま前半に引用した、多数の研究文献の博覧、古記録の詳密な整理と丹念な実態調査による検証こそは先生の堅固な学風の精隨であつた。実践する学者としての世評にかかわらず、学者としての良心をまげ、行政の提灯を持つことはなかつた。村研

(「研究通信」一二七号に木下先生の追悼文を次号に掲載予定とあつたが、私が体調を崩したため、今日まで延びたことをおわび申し上げます。)